

お手続きにサポートを必要とするお客さまへ



当社では、保険金等をご請求する際の必要書類を簡素化するなど、これまでさまざまな取組みを行ってまいりました。

ご本人によるお手続きが困難なときには、以下のような制度やサービスを取り扱っています。引き続き、お客さまの視点に立ったサービスを提供するための取組みを推進してまいります。

指定代理請求特約

- 被保険者が受取人となる保険金等のご請求の際に、受取人が事故や病気により意思表示ができずお手続きができないような場合でも、あらかじめ指定した指定代理請求人からご請求いただくことができます。（この特約の保険料は無料です。）
- 指定代理請求特約はご加入後いつでも付加いただけますが、お手続きには被保険者の同意が必要であり、将来の保険金等のご請求の場面にあらかじめ備えるといった特約の趣旨をふまえ、ご加入時の付加をお勧めしています。

便宜後見制度

請求権者*の意思能力がなく、成年後見人等の法定代理人の選任もない場合でも、推定相続人等の承諾など一定の条件のもとで、親族等の便宜的に設定した後見人によりお手続きいただける、当社独自の「便宜後見制度」を取り扱っています。

代筆の取扱い

請求権者*に意思能力はあるものの、ケガやご高齢等の理由により、請求書類のご記入が難しい場合には、当社職員がご本人の意思を確認したうえで、代筆者が請求書類を記入する取扱いを行っています。

*「請求権者」とは、契約者や保険金受取人など、そのお手続きやご請求を行う権利を有する方をいいます。

その他

円滑なお手続きがいただけるように、以下のようなサポートツールもご準備しています。

● 死亡保険金ご請求のしおり

被保険者がお亡くなりになった際の死亡保険金のご請求手続きだけでなく、相続・税務の取扱いや、役所でのお手続きなども記載しています。

● ご高齢者向け請求チェックシート

ご高齢のお客さまを対象として、ご請求いただいていない給付金等がないかをチェックするためのシートを、毎年送付している通知（スミセイ安心だより）に同封しています。

- ご来店の際には、シニアグラス・拡大鏡・ホワイトボード・助聴器がご利用でき、点字での書面の作成もご希望に応じて行います。

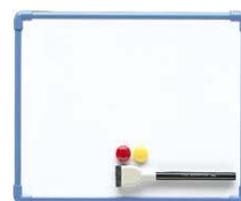
シニアグラス



拡大鏡



ホワイトボード



助聴器



点字書面の作成



以上のお取扱いには、当社所定の条件や確認が必要な場合があります。

ご利用を希望される場合や、ご不明な点がございましたら、担当のスミセイライフデザイナーまたはスミセイコールセンターまでお問い合わせください。

- 生命保険商品のご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」「申込内容控（兼解約返戻金額表）」を必ずご覧ください。
(中途付加の場合は、「契約概要」「重要事項のお知らせ（注意喚起情報）」「特約中途付加のしおり・約款」等を必ずご覧ください。)

あなたの未来を強くする



(登) 収保企-18-0001